

表7 介護予防通所介護の個別機能訓練加算

項目	内容	単位数
アクティビティ実施加算	利用者に対して、個々の身体状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて作成された計画に基づき、アクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう）を行った場合	1か月につき81単位
運動器機能向上加算	理学療法士等を1名以上配置し、利用者の運動機能向上に係る計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等、一連のプロセスを実施した場合	1か月につき225単位
栄養改善加算	管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態にある者またはそのおそれのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等、一連のプロセスを実施した場合	1か月につき100単位
口腔機能向上加算	言語聴覚士等を1名以上配置し、口腔機能の低下している者またはそのおそれのある者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等、一連のプロセスを実施した場合	1か月につき100単位

表8 通所介護・介護予防通所介護で減算になる場合

項目	内容	減算割合
定員超過	月平均の利用者の数が、都道府県に提出した運営規程に定めた利用定員を超えた場合	翌月の利用者全員の報酬額を100分の70で算定する
看護・介護職員配置欠如	○看護職員については、月平均の配置員数が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合 ○介護職員については、月平均の配置員数が人員基準上必要とされる員数を下回る場合	
大規模事業所（介護給付のみ）	前年度の1か月当たりの平均利用延人員数が900人を超える指定通所介護事業所において指定通所介護を行った場合	利用者全員の報酬額を通常規模型通所介護費の100分の90で算定

灸師は該当しません。加算の請求には、個別機能訓練計画書の策定が義務付けられています。

減算（表8）

②介護予防通所介護

筆者の調査では鍼灸師・柔道整復師が行うデイサービスのほとんどが個別機能訓練加算、運動器機能向上加算を請求しています。

月の利用者数の合計から営業日を割って、利用定員を超えなければ減算になりません。例として利用定員10人、利用された方が12人の日と8人の日の場合、営業日が2日間であれば、月平均10人を超えないことになります。